

たかまつ今こそ！アート事業に関するQ&A

募集要項「2 募集期間」について

Q. 郵送で提出の場合、7月31日消印有効か。

A. 募集締切後、早急に審査を行うため、7月31日必着とさせていただきます。
電子メールによる提出物は、7月31日の23：59まで受け付けます。

募集要項「3 補助対象者」について

Q. 「事業実施体制に継続的に対価を得て公演やイベント等を行った実績を有する者を含むこと」とあるが、出演者であるだけでなく、申請者の一員でなければならないのか？

A. 本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大以前から文化芸術活動に取り組んでいた方の活動を支援するものであることから、そうした支援の対象者が補助事業の申請者に含まれている必要があります。ゲスト出演者であるだけでは不可です。

Q. 「継続的に対価を得て公演やイベント等を行った実績」とあるが、この対価には、動画投稿による広告収入や動画配信による課金（投げ銭）等は含まれるか？

A. ここで言う対価とは、実際に観客や鑑賞者等から入場料や観覧料等を徴収して行った公演やイベント等を想定しており、オンライン上での動画投稿や配信等により得た対価は含みません。

募集要項「4 補助の対象となる事業」について

Q. 以前から定期的に行っていた事業で、パーテーションを設ける、参加者数を減らす、無観客で開催する等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置をとったものも対象となるか？

A. 対象となりますが、何らかの媒体で不特定多数の市民に公開する事業であることは必要です。

Q. 「一般の市民が広く視聴・鑑賞・参加できるもの」とあるが、入場料や観覧料等を無料にして行う公演や展覧会等は対象になるか？

A. 公演や展覧会等の実施に加えて、何らかの媒体で不特定多数の市民に公開する事業であることが必要です。

Q. 「新たに取り組むもの」とあるが、美術展の場合、展示する個々の作品は新たに制作しなければならないのか？

A. 過去に実施した展覧会と全く同一の構成でなければ、既存作品の活用で構いません。ただし、何らかの媒体で不特定多数の市民に公開する事業であることは必要です。

募集要項「5 補助対象とならない事業」・申請書類「収支予算書」について

Q. 収支予算書に「自己負担金・高松市補助金」とあるが、市の他の補助を受けている事業は申請できないのではないのか？

A. 当該欄に記載する補助金の額は、今回交付申請する金額としてください。申請要件についてはお見込のとおりです。

募集要項「6 補助金の交付額」「10 申込み後の流れ」について

Q. 補助金は事業着手時に概算交付し、事業終了後、補助金交付額が確定した後に精算することとなっているが、あらかじめ交付された補助金額より確定額の方が大きくなった場合は差額が交付されるのか？

A. 収支予算の妥当性を審査項目にしていることから、申請時点における収支の見通しは正確でなければなりません。不測の事態等によりやむを得ず補助対象事業費が増大した場合は、精算後、補助金を追加交付することがあります。

ただし、補助金額は予算の範囲内で決定しますので、必ずしも差額が交付されるとは限りません。

募集要項「7 事業実施上の留意事項」について

Q. 「会場が必要な事業は、高松市内の会場を使用すること」とあるが、市外の自宅や事務所で映像作品を制作・発信してはいけないのか？

A. ここでいう会場とは、実際に観客を集める場所のことです。事業内容がオンライン上の活動である場合は、制作場所は問いません。なお、住居や事務所が市外に所在する場合は、高松市内に活動拠点を有する必要があります。

募集要項「10 申込み後の流れ」について

Q. 募集期間の終了後、書類選考を経て補助金の交付決定を行い、申請者に通知することとなっているが、通知はいつ頃になるか。また、通知まで事業に着手してはいけないのか。

A. 募集締切後、早急に審査を行い、採択事業については8月上旬の交付決定通知を予定しています。補助事業の着手は、交付決定後に行ってください（交付決定前に発生した経費については、補助対象事業費となりません。）。

ただし、応募書類の内容に不備や確認事項がある等の理由で、書類の追加提出等をお願いした場合は、交付又は不交付の決定が遅れることがあります。

Q. 交付決定後に事業が中止又は変更となった場合でも、補助金は交付されるか？

A. 現下の情勢に対応した事業内容で申し込んでいただくものですが、交付決定後に中止又は変更が生じた場合、その理由及びその時点の情勢によって補助金の取扱いを判断することとなりますので、中止又は変更しようとするときは必ず事前に御相談ください。

7/7追加 募集要項「7 事業実施上の留意事項」について

Q. 市美術館や瓦町アートステーションを使用する場合、市から優先予約をしてくれるのか。

A. 採択事業については、市（文化芸術振興課）が直接予約します。ただし、募集要項7（1）に記載のとおり、一般の使用に支障のない範囲で使用できますので、既に希望日に一般の予約が入っている場合は、別の日程を検討していただくことになります。

7/18追加 募集要項「8 補助対象経費」について

Q. 企画・制作にかかる人件費は補助対象経費に含まれるか。

A. 補助対象経費に含みます。ただし、着手前に支出した経費は補助対象外となります。

Q. 申請者自身又は申請団体構成員に対し支払うべき経費がある場合、補助対象経費に含まれるか。

A. 補助対象経費に含みます。ただし、宛先（支払者）と領収者が同一の場合は、領収書の作成に代えて、積算根拠を明確にした内訳書が必要です。なお、積算根拠が不明瞭若しくは不適切である場合又は著しく高額と考えられる経費については、その一部又は全部を補助対象外とすることがあります。